

## (特別管理)産業廃棄物収集運搬業許可の合理化について

平成 23 年 3 月 31 日 大阪府ホームページより抜粋

直送許可について、次の表のとおりとなります(下線部が変更点)。

業者の行う(行おうとする)直送の範囲が大阪府内の一の政令市 1の管轄区域を越えるか否か	改正法の施行後 (平成 23 年 4 月 1 日から)		改正法の施行前 (平成 23 年 3 月 31 日まで)	
	大阪府の許可	政令市の許可	大阪府の許可	政令市の許可
越える	必要 2	取得不可 (不要) 3	必要 (政令市外で積み卸しをする 場合) (例:府 堺市)	必要 (政令市内で積み卸しをする 場合) (例:大阪市 堺市)
越えない	不要	必要	不要	必要

- 1 大阪府内では、大阪市、堺市、東大阪市、高槻市が該当。
- 2 一の政令市から政令市を除く府域に運搬する場合のほか、府内の二以上の政令市で積み卸しする場合(例:大阪市 堺市)も、大阪府の許可が必要となります。
- 3 次の場合には、改正法施行後、政令市の直送許可(以下、「市許可」という。)は失効します。  
(1)改正法の施行前から、大阪府の許可、市許可の双方を有している場合(平成 23 年 4 月 1 日に市の許可が失効)  
(2)改正法の施行前から、市許可を有している場合であって、その後、大阪府の許可を取得したとき(府の許可を取得したときに市の許可が失効)

**次の経過措置が設けられます。**

- ・上記 3の(1)の場合であって、市許可の品目に、大阪府の許可の品目にはないものがあるとき(例:市許可 汚泥、府の許可 がれき類)には、当該市許可の有効期間中は、当該市許可は失効しません(本来は、大阪府の許可について、品目の追加が必要)。
- ・改正法の施行前から、府内の二以上の市許可のみを有している場合には、当該市許可の有効期間中は、当該市許可は失効しません(本来は、大阪府の許可が必要)。
- ・上記のいずれの場合においても大阪府の許可を取得(または品目を追加)した時点で、市許可は失効することとなります。

**(特別管理)産業廃棄物収集運搬業(積替え又は保管を含む)の許可については、特段の見直しは行われません。**